明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通五）　一
〔省　令〕
○総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（総務五七）　三
〔規　則〕
○警護要則（国家公安委一五）　三
〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一六〇）　五
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二二）　五
○山陰海岸国立公園の公園計画を変更する件（環境六三）　五
○山陰海岸国立公園の集団施設地区を変更する件（同六四）　五
○国立公園の公園事業を変更する件（同六五）　五
○指定区間外の国道の災害復旧に関する工事開始の告示
（東北地方整備局八五）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇九）　六
○道路に関する件（中国地方整備局八〇）　六
○道路に関する件（九州地方整備局九七）　六
○道路に関する件（北海道開発局一三六、一三七）　七
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七
会社その他　九

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第五号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の二十三の規定に基づき、及び同法を実施するため、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成十三年内閣府・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第五条**　法第十六条の四第四項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織（保険会社の使用に係る電子計算機と被保険者又は被害者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項第一号において同じ。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略） （紛争処理の申請） **第十三条**　（略） 2　前項の規定による紛争処理申請書の提出は、電子情報処理組織（紛争処理の申請をしようとする者の使用に係る電子計算機と指定紛争処理機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。	（情報通信の技術を利用する方法） **第五条**　法第十六条の四第四項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織（保険会社の使用に係る電子計算機と被保険者又は被害者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略） （紛争処理の申請） **第十三条**　（略） （新設）